

学生アルバイトの労働条件の確保について要請しました

～京都労働局、京都府、京都市が連携して、経営者団体に要請～



右から安藤京都経営者協会長、井内京都労働局長、岡田京都市副市長、野村京都府雇用政策監

平成28年7月11日、学生アルバイトの労働条件の確保につき、京都労働局、京都府、京都市の3行政機関が連携して京都経営者協会に対し、労働基準関係法令の遵守のほか、シフトの設定などの課題への配慮について要請しました（別添参照）。

この要請を皮切りに、今後、府内の主要な経営者団体のほか、学生アルバイトの多い業界団体に対しても要請を行う予定としています。

平成28年7月11日

京都経営者協会長 安藤 孝夫 殿

京都労働局長 井内 雅明

京都府知事 山田 啓二

京都市長 門川 大作

学生アルバイトの適正な労働条件の確保について（要請）

時下、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は労働行政、府政及び市政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都府内では多数の大学生等が第三次産業を中心にアルバイトとして勤務しておりますが、都道府県人口に占める大学生等の割合をみると京都府が全国で最も高くなっており、企業の学生アルバイトに対する期待は大きいものと思われま

す。また、近年、学生アルバイトの勤務時間数は増加傾向を示し、長期休暇中だけでなく授業期間中もアルバイトで働く学生の割合が増加するなど、学生とアルバイトの結びつきは強まっています。

こうした中、厚生労働省が昨年実施した意識調査の結果をみますと、労働条件の明示が適切になされていないとする回答の割合が、大学生等では 58.7%、高校生では 60.0%に上るほか、賃金不払いや必要な休憩時間を与えられていないなど、労働基準関係法令違反のおそれがある回答もありました。

また、必ずしも労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられた、一方的に急なシフト変更を命じられたといった回答もありました。さらに、学生の声として、学生は学業優先であることを事業主に理解してほしい等の意見も示されたところです。

京都府内においても同様の事例や意見が把握されているところです。

御承知のとおり、労働基準法をはじめとする労働基準関係法令は、労働時間、賃金その他の労働条件の最低基準を定めており、事業主はこれを遵守し、学生アルバイトについても適正な労働条件を確保する必要があります。

加えて、学生の本分は学業であることにも御配慮いただき、シフト設定上の配慮等、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えていただくことも重要です。

つきましては、貴会におかれましては、下記の点について傘下会員に対する周知・啓発に御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、京都労働局、京都府及び京都市の3行政機関は、人を大切にする京都ならではの働き方の推進を目指し、ブラックバイト対策協議会を全国ではじめて設置し、学生向けアンケートを実施するなど、連携して各種周知・啓発の取組を行っているところです。アルバイト学生の就業環境を適正なものとするため、各行政機関のホームページに「アルバイトのトラブルでお困りの学生のみなさんへ」のバナー等を設け、事業主の方にも参考となる情報発信を行っているほか、それぞれ相談窓口を設けておりますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 労働契約を締結する際には、労働条件を明示すること。
- 2 賃金の適正な支払いを行うこと。
- 3 必要な休憩時間を付与すること。
- 4 その他労働基準関係法令を遵守すること。
- 5 学業との両立のためシフト設定に当たり配慮すること。